

# 前橋市立富士見中学校 部活動方針

## 第1章 目的

第1条 生徒一人一人の健全な成長と、技能の向上を目的とする。

第2条 生徒の自主的な活動を通して集団の発展に尽くす態度を養うことを目的とする。

## 第2章 入部・退部・転部

第3条 入部は希望の参加制とする。

第4条 共通の興味・関心を持つ生徒によって組織される。

第5条 部の入部・退部・転部は、顧問、担任、保護者及び部活動主任と相談し、承認を得た後、届け出用紙〔追加…(部活カード、部活動退部届)〕を提出する。尚、2・3年生についても年度始めに〔変更…入部届→部活カード〕(継続)を提出する。

第6条 新入生は、入学後2～3週間程度を見学・仮入部期間を経て、入部届を提出し部員となる。

## 第3章 部活動の種類

第7条 本会には次の部を置く。

### 1 体育系

新体操(女)・軟式野球・ソフトボール(女)・バスケットボール(男女)  
バレーボール(男女)・ソフトテニス(男女)・卓球(男女)・サッカー  
陸上競技(男女)・水泳(男女)・柔道(男女)・剣道(男女)・駅伝(男女)

### 2 文化系

吹奏楽・美術・文芸

## 第4章 部の新設及び廃止(廃部)

第8条 部の新設は、次の場合、職員会議で検討し、決定する。

1 目的達成のための同好者が10名程度または、団体戦参加可能人数以上が集まり、指導する教員が確保できたとき。

2 1を満たし、部活動主任と生徒会本部に申し入れがあったとき。

第9条 部としての活動が困難になったときは、部活動検討会(運営委員・部活動主任・体育主任・該当部活動顧問等)と職員会議で協議し、学校長の承認を得て休部とする。休部期間中は顧問を置かない。

1 団体競技で部員数が団体戦参加可能人数(陸上、水泳はリレーメンバー数)を確保できない場合、総合体育大会終了後に顧問は現部員に休部の可能性を伝える。次年度の新入部員の希望数が確認できた段階で、団体戦参加可能人数を確保できない

場合は休部とする。

2 文化部については部員がいなくなった場合、休部とする。

3 休部になっている部は、団体戦参加可能人数が確保できれば、活動を再開できる。

第10条 休部期間が2年間を経過した場合は廃部とする。

## 第5章 組織

第11条 各部には、部長・副部長・その他の役員を置く。

第12条 部役員の任務は、次の通りとする。

1 部長は部活動の中心として練習や研究、部会の計画を顧問の承認を得て実施する。  
また、部活動部長会議に出席する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長不在の場合にはその代理を務める。

## 第6章 会計

第13条 各部の予算は、会計年度の始めに予算委員会において審議される。また、終わりに予算委員会において決算報告を行う。(担当者立案)

第14条 各部の予算は、原則として生徒会費でまかなう。

第15条 各部の物品購入は顧問との相談のうえ行う。

第16条 各部の用具などは学校備品に準じて管理する。

## 第7章 活動日・活動内容

第17条 部活動の活動日、内容については以下に定める。

1 部活動の練習内容や量については、生徒の健康・安全に十分配慮しながら計画する。

2 土、日曜日、祝日の練習試合及び練習は、顧問の指導のもとで実施する。

3 朝練習は原則として実施しない。ただし、事情によっては実施可能とする。その場合でも開始は7:30以降8:10までとし、保護者の承諾を得た希望者のみの参加とし、顧問の指導のもとで実施する。

4 学校での練習または試合に行く服装は、制服、指定の体育着、または練習着、ユニフォームとする。

5 一週間のうち、原則、土・日曜日のどちらか1日及び月曜日を休養日とする。

6 夏季・冬季・春季休業の長期休業中の部活動については、5と同様とする。ただし、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中における完全休業日は休養期間とする。

7 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

8 3年生は大会を引退しても卒業するまでは部員であることを自覚する。

第 18 条 部活動活動時間は以下に定める。

1 部活動終了時刻（終了時刻＝下校時刻）《火～金曜日》

期間（月）	4	5・6・7	9・10	11・12・1・2	3
終了時刻	18：00	18：30	18：00	17：30	18：00

2 延長について

部活動終了時間の延長は、原則として認めない。

3 1年生の扱いについて

①4月は最長17時までとする。5月は最長18時までとする。

②6月からは上級生と同じ活動ができる。

4 特例のある場合は、部活動主任に確認の上、周知徹底を図ること。

第 19 条 部活動停止は、以下に定める。

1 1学期（期末テスト5日前）、2・3学期（中間テスト3日前、期末テスト5日前）は、活動を原則として停止期間とする。

2 停止期間は、速やかに下校（帰宅）すること。

3 生徒指導上問題が生じたときは、対外試合を含めた活動を停止することがある。

## 第 8 章 部室使用等の心得

第 20 条 部室使用については、活動時のみとする。

第 21 条 部室の清掃は当番を決めて毎日行い、整理整頓に努める。

第 22 条 部活動で使用する以外の物品については置かない。尚、個人の所有物については、個人で責任を持つ。

第 23 条 部室の整備不良、または故意に破損した場合は、使用を停止する。

第 24 条 日曜日等の昼食は家から持参することを原則とする。飲み物は水筒に入れて持参する。菓子類は禁止する。

第 25 条 鍵は各顧問が責任を持って管理する。尚、活動時間外は鍵をかける。

第 26 条 カーテンは更衣時以外は開けておく。

## 補則

本規定は、平成30年9月1日より施行する。

本規定は、平成31年4月1日一部改訂。

本規定は、令和2年4月1日一部改訂。

本規定は、令和5年4月1日一部改訂。

本規定は、令和6年4月1日一部改訂。